最終更新日：2026年8月7日
東邦亜鉛株式会社
代表取締役社長執行役員 佐藤　義和
問合せ先：03-4334-7313
証券コード：5707
https://www.toho-zinc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「有限な資源を、無限の価値に」というMissionのもと、「社会インフラを支えるリサイクリングのリーディングカンパニー」の実現に向け、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と位置付けております。
取締役会による監督機能の強化、経営の透明性向上および意思決定の高度化を通じて、すべてのステークホルダーから信頼される経営基盤の構築を目指します。
2026年4月には、当社グループの存在意義であるMission、目指す姿であるVision、そして行動指針であるValuesからなる経営理念体系（MVV）を策定いたしました。MVVを経営の根幹に据えることで、経営判断の一貫性を高めるとともに、持続的な成長を支える企業文化の醸成を進めております。
また、事業再生計画の策定・実行を通じて培った経験を活かし、事業ポートフォリオの転換や経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できるガバナンス体制の構築を進めています。
当社は、MVVの実践を通じて持続的な企業価値向上を実現するとともに、より効率的で透明性の高い経営を推進するため、コーポレートガバナンスの継続的な強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－4．政策保有株式】
当社は、営業取引上の目的、ブランドの維持、サプライチェーンの確保、その他の事業上の理由による場合、資本提携契約等の契約に基づく場合、その他当社の企業価値向上に資する場合を除き、原則として政策保有株式を保有しない方針としており、非上場株式以外の政策保有株式の全額を2025年度中に売却をしました。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、会社法等に基づき、当社役員の利益相反取引について取締役会規程において定めており、取引実績については関連法令に基づき、適時適切に開示いたします。また、主要株主等との取引を行う場合には、上記取締役会規程に準じて取引の重要性の高いものについて事前の承認を行うものとし、その取引条件については、一般的取引条件と同様に決定するものとします。

【補充原則2－4－1．中核人材の登用等における多様性の確保】
当社は、市場の多様なニーズに的確に対応し、新規ビジネスや、付加価値の創造をしながら、企業を存続させその中長期的な企業価値を高めていくためには、「組織の多様性、つまり中核人材の多様性」が不可欠であると考えております。中核人材の登用においては、個人の能力・適性により評価・判断を行い、その属性に左右されないことを徹底しながら、様々な職歴、属性、価値観を持つ人材を登用してまいります。
属性別管理職の現状及び2026年時点の目標は概ね以下の通りです。
女性比率については、社員全体での女性比率（現状13%）も考慮しつつ、この比率に近づける様採用・登用を進めており、6名の女性管理職を登用しております。
[属性別管理職比率目標]
女性　：現状7.7% ⇒　（目標）2026年　8%
中途採用者　：現状21% ⇒　（目標）2026年　25%
中核人材における多様性の確保のための人材育成と社内環境整備に対しては、女性の職場での積極的な活躍を後押しすることをはじめとして、様々な属性の人材が働きやすい、そして働きがいのある職場環境を確保出来るよう、育児・介護に関連する休暇や、フレックスタイム制、在宅勤務等、柔軟な働き方を可能とする社内制度を整備・運用しております。
現在の男性労働者の育児休業取得率は、33.3%ですが、育児や介護、働き方に関する説明会を実施するなど、多様性を理解し受け入れるための啓蒙・教育活動を行うと共に、有給の育児休業日や、養育両立支援休暇も設定し、子育ての後押しをしてまいります。尚、現在の労働者の男女の賃金差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）は、以下の通りです。
① 全労働者：72%
② 正規雇用労働者：79%
③ パート・有期労働者：56%
賃金差異の主な要因は、高い職位に任用されている女性の比率がまだ低いことが主な要因です。加えて、男性比率の高い現場作業者に支給される交替手当、製錬手当等も差異の一因となっています。
引き続き、男女問わず「職務範囲の拡大等により、職務経験の機会を増やす」ことに取り組み、様々なバックグラウンドの社員がより一層活躍できるよう支援してゆきます。パート・有期労働者に関しては、勤務時間の短い社員の女性比率が高い事が差異の要因です。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、適切な資質を持った担当者を配置し、企業年金の運用状況について運用機関と定期的な情報交換を行っております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念体系のほか事業再生計画についてウェブサイト（https://www.toho-zinc.co.jp/company/philosophy.html及びhttps://www.toho-zinc.co.jp/news/pdf/news_20241218_2.pdf）に掲載しております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方につきましては、上記のとおりであります。また、基本方針を下記のとおり定めております。

1）株主の権利・平等性の確保

・株主の適切な権利行使のために必要な情報の適時、適確な開示に努めるとともに、外国人株主や少数株主等、様々な株主の権利、平等性の確保に配慮する。

2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・顧客の満足する良質な製品・サービスを提供することや従業員にとって働きがいのある会社を目指すこと、また、地域の一員として存在価値を高めること等を通してステークホルダーとの適切な協働に努め、会社の持続的成長と企業価値の創出を目指す。

3）適切な情報開示と透明性の確保

・法令に基づく情報開示のほか、株主やその他のステークホルダーが必要とする非財務情報を含めた情報についても正確で有用性の高いものを積極的に開示していく。

4）取締役会等の責務

・経営理念を踏まえた中期的な経営計画（事業再生フェーズの現段階においては事業再生計画として位置づけ）の策定等を通して企業戦略の方向性を示すとともに、独立社外取締役の登用によって社外での豊富な経
験や見識を当社の意思決定や監査に反映し実効性の高い監督を行うことで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

5）株主との対話

・株主総会以外の場においても株主との間で建設的な対話を行い、経営方針について理解を得る努力を行うとともに、株主を含めたステークホルダーの立場に関する理解を踏まえた対応に努める。

ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1）業務執行取締役の報酬

①報酬の決定方法

独立社外取締役を委員長とする報酬委員会における審議を経て取締役会に付議、審議のうえ、決定しております。さらに、個々人の報酬額についても、報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申に基づいて取締役会の決議により決定しております。

②報酬の種類

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式報酬としております。

③報酬の算定方法

業務執行取締役の基本報酬及び業績連動報酬は、各取締役の個人業績と、会社業績に関する指標（営業キャッシュフロー、連結当期純利益及びPER）を基準として算出します。個人業績は40%、会社業績は60%の比率とし、基本報酬と業績連動報酬は、事業再生計画の達成度に関連した、各々異なるフォーミュラに基づき計算します。

ストック・オプションについては、各取締役の区分に応じた一定金額に相当する数の新株予約権を無償で割り当てます。当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に割当株式数を乗じた金額としております。当該1株当たりの払込金額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額です。

譲渡制限付株式報酬については、各取締役の区分に応じた一定金額を金銭報酬債権として当社が支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させる方法により、退任まで譲渡制限を付した当社普通株式の割当て（一株当たりの金額は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）を行います。なお、当社の財政状況により分配可能額が一定額を超えない場合、又は上記のストック・オプションを報酬として付与する場合、譲渡制限付株式報酬の支給は行いません。

2）非業務執行取締役等の報酬

①監査等委員以外の非業務執行取締役の報酬

監査等委員以外の非業務執行取締役の個人別の報酬については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、定額報酬である固定報酬のみとします。その金額は、報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申に基づいて取締役会の決議により決定しております。

②監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、その職務の独立性という観点から業績に左右されない定額報酬である固定報酬のみとし、職務と職責に応じた報酬額を監査等委員会の協議により決定しております。

ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、定款により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人数を8人以内、監査等委員である取締役の人数も5人以内と定めております。

また、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を考慮の上、取締役としての職務と責任を果たすことのできる適任者を取締役候補者として選定する方針としております。この方針に基づき、独立社外取締役を主要なメンバーに据えた独立した諮問委員会である指名委員会をはじめ、取締役間における充分な審議を経て選定された候補者を、社外取締役も含めた取締役会にて承認、決定しております。

なお、その解任に対しては、取締役会が、当社の企業価値向上の観点から適切でないと判断する場合に検討することとしており、特にCEO（社長執行役員）がその機能を十分に発揮していないと認められる場合は解任を辞さない方針であります。指名委員会及び取締役会において十分に審議し、解任をすることとしております。

（ⅴ）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役の選解任、指名につきましては、当社ウェブサイト（https://www.toho-zinc.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載の「株主総会招集ご通知」にその内容を記載しております。

【補充原則3－1－3．サステナビリティについての取組み】

○経営戦略・経営課題との整合性

当社グループは事業再生中でありますが、「金属事業で培った技術・開発力をベースに、ニッチ分野での輝きと拡大に挑戦を続ける会社」をサステナビリティ基本方針として継続し、当社グループの強みである製錬技術を活かした資源リサイクルや貴金属回収の強化と、電解鉄や電子部品など当社独自の特色ある製品価値の提供を通して持続的社会の実現に貢献してまいります。また、働きがいのある職場づくりを強化し、従業員の能力開発と向上、優秀な人材の採用や事業ポートフォリオ戦略に合わせた人材の育成及び再配置を行っております。

人的資本の充実に関しては、当社グループでは人事部長による対話やエンゲージメント調査を実施することによって従業員のモチベーションや職場環境の現状を把握し、職場における創造性、生産性向上を追及すべく、事業計画と連動した人員配置を行うと共に、経験豊富な人材の中途採用にも取り組んでいきます。

トップマネジメントのサクセッションプランについては、次期経営者候補クラスの人材を経営会議に出席させることで、経営課題を共有するとともに、各階層においては、経営・リーダーシップ、デジタル、マーケティングといった各分野について専門機関による外部研修も取り入れるなど、人的資本への投資に取り組んでおります。今後も人的資本に対する投資計画については、取締役会での議論を深めてまいります。また、人的資本の充実と併せ、知的財産（ノウハウ・特許等）の管理・保護にも努めます。

〇サステナビリティについての取組・TCFD提言に基づく情報開示
当社グループにおけるESG課題への対応及びサステナビリティの推進に向け、サステナビリティ推進会議ではグループ各社における取組遂行状況のモニタリングなどを実施しております。
気候変動への対応については、2050年カーボンニュートラルを実現するための長期目標を掲げ、事業を通じた気候変動への取組みを継続的に強化してまいります。また、当社は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言への賛同を表明しており、気候変動リスク及び機会に関するシナリオ分析の結果について開示しております。また、2023年3月には世界的な炭素規制強化の動きや対策コストの増加を考慮し、社内炭素税に関して再評価を実施し、取締役会にて決議をしております。こうした取組みについては、ホームページや統合報告書に詳細を記載し、積極的な情報開示に注力してまいります。当社グループは、今後もこれらの方針に基づき、気候変動をはじめとする社会課題の解決に努め、安全安心な未来づくりに貢献し続けてまいります。

【補充原則４－１－１．経営陣への委任の範囲】
当社は、意思決定の迅速化を図るため、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。また、社外取締役を含めた取締役会においては、会社の方針や経営問題についてより注力することで、監督機能の強化を図っております。なお、具体的な決議事項については取締役会規程に定めた上で、職務権限規程において経営陣が執行できる範囲を明確に定めています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役会において3分の1以上が独立社外取締役で構成されるべきという考えに基づき、全取締役9名のうち3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所が定める基準に準じております。

【補充原則４－１０－１．指名・報酬についての独立社外取締役の関与・助言】
当社は、取締役の選解任・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり、過半数を独立社外取締役で構成し、かつ独立社外取締役を委員長とすることで取締役会から独立性を確保した指名／報酬委員会を諮問委員会として設置しております。
指名委員会は、取締役の選解任及び後継者計画策定・運用にあたりジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、適切な関与・助言を行っております。
報酬委員会は、取締役の報酬制度及び報酬額の決定にあたり、独立した立場から適切な関与・助言を行っております。

【補充原則４－11－１．取締役会全体としての構成に関する考え方】
原則３－１についての開示、「（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及びスキル・マトリックスをご参照ください。

【補充原則４－11－２．取締役の兼任】
当社取締役の兼任状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております「株主総会招集ご通知」に記載のとおりであります。

【補充原則４－11－３．取締役会の実効性評価】
取締役の自己評価を含めた取締役会の実効性に関するアンケートを実施の上、その回答内容について取締役会にて分析、評価を行い、その結果を踏まえて今後の課題等を認識し、その対応に取り組んでおります。取締役会における分析、評価のプロセスを通して、その実効性が確保されていることを確認しています。
2025年度においては、経営会議及び取締役会の議論の内容や課題についての進捗管理を改善しました。また、広報・IR専門部署を設立し、取締役会との連携を強化することで、投資家から得られた意見や評価を取締役会へフィードバックしております。さらに、取締役が広報・IRへ積極的に関与することで、投資家とのコミュニケーションの質を向上させております。

【補充原則４－14－２．トレーニングの方針の開示】
当社では取締役の就任時には経営者、役員として遵守すべき法的な義務、責任等を含めた適切な説明、外部研修等を用いた教育を行ってまいります。また、社外取締役の就任時には、工場視察や他の取締役からの説明等によって会社の事業や現況について理解いただく機会を設けます。そのほか、就任後の知識の更新の機会として、情報交換や相互研鑽の場を設けるとともに、必要に応じて外部研修等を行います。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主、投資家の皆様との対話や個別のIR活動につきましては、経営企画部広報・IR室長が統括します。加えて、対話の充実のために各テーマの関連部署においては必要に応じて情報の提供を行います。
また、報道機関、アナリスト、投資家の皆様に対して年4回（各四半期毎）開催のIRミーティングのほか、個別の面談やスモールミーティング等を適宜実施してまいります。こうした対話の中で得られた建設的な意見につきましては、必要に応じて取締役会、監査等委員会にフィードバックいたします。　なお、対話におきましては、インサイダー情報（未公表の重要事項）についての伝達はいたしません。また、四半期毎の決算発表日前4週間は、決算情報に関する対話を控える沈黙期間とさせていただきます。
今後も、社外取締役による投資家の皆様との対話への参加を計画してまいります。

（注）コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	有り

アップデート日付	2025年6月27日

該当項目に関する説明

当社は棄損した財務基盤の安定化のため第三者割当増資を完了しました。第三者割当増資を持続的な企業価値向上のための成長資金に活用し事業再生計画の早期達成へ取組みつつ、資本コストや株価を意識した経営を進めてまいります。事業再生計画詳細につきましては当社Webサイト内（https://www.toho-zinc.co.jp/sustainability/report/index.html）に掲載しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号	7,814,368	22.78
ＪＢＯ（ＡＰ） Ⅶ， Ｌ．Ｐ．	3,638,897	10.61
ＡＰＣＰ Ⅶ， Ｌ．Ｐ．	3,591,664	10.47
ＣＪＩＰ （ＡＰ） Ⅶ， Ｌ．Ｐ．	2,409,846	7.03
株式会社辰巳商会	1,998,559	5.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,019,100	2.97
ＡＰ Ｒｅｉｗａ Ｆ７－Ｂ， Ｌ．Ｐ．	668,813	1.95
ＡＰ Ｒｅｉｗａ Ｆ７－Ａ， Ｌ．Ｐ．	464,879	1.36
JPモルガン証券	351,038	1.02
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH -PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	239,100	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鷲巣　寛	他の会社の出身者								△			
青野　豪	他の会社の出身者					△						
中川　有紀子	学者					△						
印東　徹	他の会社の出身者											○
田中　耕路	他の会社の出身者											○
宮本　洋之	他の会社の出身者											○
坪井　寛行	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鷲巣　寛		○	鷲巣寛氏は、当社の取引先の親会社である伊藤忠商事株式会社の理事を務めております。なお、2023年度における当該取引先との取引額の合計は、当社の連結売上高の1%未満であります。	鷲巣寛氏は、大手総合商社及び自動車販売会社の要職を歴任し、国内外でのマネジメント経験を含めた豊富な業務経験と実績を有しております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は上記hに該当いたしますが、独立性基準には抵触せず一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
青野　豪	○	○	青野豪氏は、過去、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりました。なお、2025年度における当該取引先からの借入額はおよそ17,463百万円であります。	青野豪氏は、金融機関の要職を歴任し豊富な業務経験と実績を有しております。また、監査役として企業経営の監督経験も有しており、業務執行の監視･監督の役割を果たしております。これらのことから、当社の経営全般に対する適切な監督及び健全性確保に貢献いただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は上記eに該当いたしますが、独立性基準には抵触せず一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
中川　有紀子	○	○	中川有紀子氏は、過去、当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社（当時は三井信託銀行株式会社）の業務執行者を務めておりました。なお、2025年度における当該取引先からの借入額はおよそ3,764百万円であります。	中川有紀子氏は、商学博士として国内外の教育機関で教鞭をとる等、学識者としての知見や見識を有しております。加えて、人的資本経営、組織開発及びグローバル人材の育成の専門家として長年のビジネス経験も有しております。また、同氏は企業経営の監督経験を豊富に有しており、業務執行の監視･監督の役割を果たしております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は上記eに該当いたしますが、独立性基準には抵触せず一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
印東　徹			印東徹氏は、当社の取引先であるエナジーウィズ株式会社及び古河電池株式会社の取締役を務めております。なお、2025年度における当該取引先との取引額の合計は、両社とも連結売上高の5%未満であります。	印東徹氏は、監査法人、コンサルティング会社及び投資ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。
田中　耕路			―――	田中耕路氏は、コンサルティング会社や投資ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。
宮本　洋之			―――	宮本洋之氏は、大手総合商社やコンサルティング会社、ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。
坪井　寛行			―――	坪井寛行氏は、大手証券会社及び投資ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材であると判断し、社外取締役として選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

1．監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
2．上記の監査補助業務については、補助者の指揮命令権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は及ばないものとする。補助者の人事に関する事項のうち異動、考課、懲罰については監査補助業務の実効性を妨げるものにならないよう留意するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査等委員会と適度な緊張関係を保ちつつも、緊密な連携を保ち、監査計画立案、実行及び監査結果の報告を行うとともに、適宜必要な情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。
内部監査については、内部監査室を設置し、監査計画に基づいて、当社及びグループ会社を対象に、経営の健全性、業務の効率性及び財務報告の信頼性の観点から会社業務全般にわたる内部監査を実施した上で、監査結果を監査等委員を含むすべての取締役に報告しております。また、会計監査人と適宜連携し、実効的な内部監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会は、取締役及び執行役員の選任等に関する取締役会からの諮問に対し、答申を行います。監査等委員である取締役（社外取締役2名、社内取締役1名）、監査等委員でない社内取締役1名及び監査等委員でない社外取締役1名で構成され、委員長は監査等委員長である社外取締役が務めております。
報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬額等に関する取締役会からの諮問に対し、答申を行います。監査等委員である取締役(社外取締役2名、社内取締役1名)、監査等委員でない社内取締役1名及び監査等委員でない社外取締役2名で構成され、委員長は監査等委員長である社外取締役が務めております。
なお、指名委員会については6回（全委員出席）、報酬委員会については7回（全委員出席）の開催をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会において2分の1以上が独立社外取締役で構成されるべきという考えに基づき、全取締役9名のうち3名の独立社外取締役を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の基本報酬及び業績連動報酬は、各取締役の個人業績と、会社業績に関する指標（営業キャッシュフロー、連結当期純利益及びPER）を基準として算出します。個人業績は40%、会社業績は60%の比率とし、基本報酬と業績連動報酬は、事業再生計画の達成度に関連した、各々異なるフォーミュラに基づき計算します。
ストック・オプションについては、各取締役の区分に応じた一定金額に相当する数の新株予約権を無償で割り当てます。当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に割当株式数を乗じた金額としております。当該1株当たりの払込金額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額です。
譲渡制限付株式報酬については、各取締役の区分に応じた一定金額を金銭報酬債権として当社が支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させる方法により、退任まで譲渡制限を付した当社普通株式の割当て（一株当たりの金額は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）を行います。なお、当社の財政状況により分配可能額が一定額を超えない場合、又は上記のストック・オプションを報酬として付与する場合、譲渡制限付株式報酬の支給は行いません。
退職慰労金制度については、2007年6月28日開催の第108回定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの付与対象者である従業員とは、執行役員を指します。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2025年度における取締役等に対する報酬総額は、第127回定時株主総会招集ご通知の33頁に記載のとおりであります。（https://www.toho-zinc.co.jp/ir/stock/pdf/soukai_20260626.pdf）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の基本報酬及び業績連動報酬は、各取締役の個人業績と、会社業績に関する指標（営業キャッシュフロー、連結当期純利益及びPER）を基準として算出します。個人業績は40%、会社業績は60%の比率とし、基本報酬と業績連動報酬は、事業再生計画の達成度に関連した、各々異なるフォーミュラに基づき計算します。

ストック・オプションについては、各取締役の区分に応じた一定金額に相当する数の新株予約権を無償で割り当てます。当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に割当株式数を乗じた金額としております。当該1株当たりの払込金額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額です。

譲渡制限付株式報酬については、各取締役の区分に応じた一定金額を金銭報酬債権として当社が支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させる方法により、退任まで譲渡制限を付した当社普通株式の割当て（一株当たりの金額は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）を行います。なお、当社の財政状況により分配可能額が一定額を超えない場合、又は上記のストック・オプションを報酬として付与する場合、譲渡制限付株式報酬の支給は行いません。

監査等委員以外の非業務執行取締役の個人別の報酬については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、定額報酬である固定報酬のみとします。その金額は、報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申に基づいて取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、その職務の独立性という観点から業績に左右されない定額報酬である固定報酬のみとし、職務と職責に応じた報酬額を監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

サポート体制：総務部1名
社内外の情報の収集、伝達。取締役会等重要な会議の開催連絡・調整

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会

当社の取締役会は、意思決定の迅速化と事業規模との適合を勘案し、当社事業に精通した1名の取締役及び5名の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役からなり、取締役会の機動的運営と監督機能の強化を図っております。

なお、取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であります。

（2）執行役員制度

当社は、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、事業部門の業務執行に当たる権限と責任を付与された「執行役員制度」を導入しております。なお、執行役員の任期は1年であります。

執行役員9名（うち、1名取締役兼任）は、機動的かつ迅速に各事業部門の業務執行に当たっております。

（3）監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）からなる監査等委員会を設置し、取締役の職務の執行の監査・監督を行います。

なお、監査等委員である社外取締役2名は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。また、取締役の業務執行の監督の強化に資するため、常勤監査等委員を1名選任しております。

（4）経営会議

取締役及び執行役員を主な構成メンバーとする経営会議を原則として毎月1回以上開催しております。経営会議においては、取締役会付議事項及び社長決裁事項を事前に協議するほか、全社的に情報を共有すべき事項等について活発な討議、意見交換を行っております。

（5）その他の各種委員会

取締役及び執行役員を主な構成メンバーとする環境管理委員会、気候変動対策委員会、安全衛生委員会、品質保証委員会、企業倫理委員会、人材委員会、RSC（Responsible Supply Chain）委員会、DX（Digital Transformation）委員会、危機管理委員会、市場リスク管理委員会及び情報セキュリティ管理委員会において、全社的な持続可能性及び各事業所、各事業部から報告される事業活動に関するリスク管理状況とその対応について討議しております。

また、企業倫理委員会、危機管理委員会においては、全社横断的なコンプライアンスの徹底とリスク管理の推進に努めております。

（6）指名委員会及び報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会及び報酬委員会を取締役会から独立した諮問機関として設置し、独立社外取締役の適切な関与・助言を受けております。

（7）会計監査人

会計監査人は、監査等委員会と適度な緊張関係を保ちつつも、緊密な連携を保ち、監査計画立案、実行及び監査結果の報告を行うとともに、適宜必要な情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

当連結会計年度において会計監査業務を執行した新日本有限責任監査法人の公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
　腰原　茂弘、須田　憲司
・会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士　5名、会計士試験合格者等　8名、その他　6名

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の職務の執行に対する監査･監督機能の強化を図るとともに、監督と業務執行を分離し、意思決定の機動性･迅速性の向上を目的として、2017年６月29日開催の第118回定時株主総会の決議をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2017年６月29日開催の第118回定時株主総会から、インターネット等による議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2017年６月29日開催の第118回定時株主総会から、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権の行使を実施しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに英文を掲載しております。
その他	●当社ホームページに招集通知を掲載 ●株主総会のビジュアル化を実施 ●議決権行使結果について開示 ●招集通知における表紙･インデックスの作成及び記載順序の変更

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	IRポリシーを当社HPに掲載しております（https://www.toho-zinc.co.jp/ir/policy.html）。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	外部イベントに参加し個人投資家とのコミュニケーションを図っております。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	IRミーティングを各四半期ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会（IRミーティング）資料及びプレスリリース等の各種資料をタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部　広報･IR室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東邦亜鉛グループ行動規範」、コンプライアンス･マニュアルに明記
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境管理委員会、法務部コンプライアンス課の設置
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	透明性、適時性を重視

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについては次のとおり基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人が遵守するべきコンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンスに関する規程を制定、運用、点検するとともに、取締役、執行役員及び使用人の法令、定款遵守状況の監査を有効に実施するなどコンプライアンスの充実、強化に努める。

b. 当社は、コンプライアンスに関する役員を任命するほか、社長を企業倫理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として年に一度、企業倫理委員会を開催するとともに、当社のコンプライアンスの取組み、運営状況を取締役会へ報告する。

c. 企業倫理委員会は、法務部コンプライアンス課と連携して当社のコンプライアンスの取組みを統括し、グループ内通報制度の運営並びに取締役、執行役員及び使用人全体の教育等を行う。

d. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じないことを基本方針として定め、反社会的勢力に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他取締役の職務の執行に関わる重要な記録、文書等については、法令、定款及び文書規程に基づき、適切に作成、保存及び管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、当社の損失の危険を管理するために、重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な事前審査を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努める。

b. 当社は、事業活動に伴う多様なリスクの管理及び損失の予防を行うため、危機管理委員会、市場リスク管理委員会、環境管理委員会、安全衛生委員会、品質保証委員会、情報セキュリティ管理委員会、RSC (Responsible Supply Chain) 委員会、気候変動対策委員会といった全社横断的な組織を設置する。

c. 社長を危機管理委員会委員長に指名し、危機管理委員会を開催する。危機管理委員会においては、危機管理体制整備の進捗状況を各委員へ報告、周知し、危機管理マニュアル等、損失の危険の管理に関する規程に基づき迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

d. 当社は、社長直轄の組織である市場リスク管理委員会を原則として月1回開催し、市場リスクを定量的に把握し適切に管理することで収益の安定化を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社の取締役会は、当社の経営計画及びその執行方針を決定し、その達成に向けて各部署に対し経営資源、権限の適切な配分を行い、業務の執行状況を監督する。その体制は、意思決定を迅速に行い得る当社の事業規模に見合った適正な構成とする。また、取締役は、当社に関する経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等、経営の効率化を図る。

b. 当社は執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員へ委譲して執行責任を明確にするとともに、執行役員を構成員とする経営会議を設置 (原則として、月1回以上開催) し、業務の執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議には必要に応じて取締役も出席し、情報交換の円滑化を図る。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社の子会社の取締役の職務の執行等に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、当社が定めるグループ会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、必要に応じて当社への報告を求める。

b. 当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

・当社は、当社が定める危機管理マニュアルに基づき、子会社のリスクの把握を行うとともに、リスクの管理状況につき定期的または都度報告を受ける。

c. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、各子会社について当社内の主管部を定め、当該部署が、子会社の事業内容、規模、その他の状況に応じて助言、指導を行うことを通じて、子会社の取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。

d. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、当社が定める東邦亜鉛グループ行動指針を、子会社の全取締役及び使用人に周知徹底し、コンプライアンスの推進に努める。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

a. 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

b. 上記の監査補助業務については、補助者の指揮命令権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の指揮命令は及ばないものとする。補助者の人事に関する事項のうち異動、考課、懲罰については監査補助業務の実効性を妨げるものにならないよう留意するものとする。

(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

a. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人は、その分掌する業務に関連して次に定める事項があることを知った場合は、法令その他コンプライアンス・マニュアル等、社内規程に定める方法により、直接または法務部コンプライアンス課を通じ当社の監査等委員会へ速やかに適切な報告を行う。また、監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役 (監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人の職務の執行に関する不正行為
・法令、定款に違反する事実
・当社の重要な会議の開催予定等

b. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員会は、取締役会、経営会議等の重要な会議や各種委員会に出席するとともに、監査等委員の職務を執行するために必要な情報を共有する。

b. 監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

c. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当社が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及びその他関連法令等の定めるところに適合した内部統制システムを整備するとともに、内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループが良き企業市民として存在し行動していくために、社員一人ひとりが自覚し遵守すべき行動指針として「反社会的勢力及び団体との対決」を掲げ、反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じない旨を基本方針としております。

具体的には、所轄警察署や関係団体と連携し、情報交換や助言を得るなど緊密な関係を構築しております。また、顧問弁護士事務所からも法的な助言を得るほか、各種セミナー等への積極的な参加、他企業と定期的に情報交換を行うなど最新の情報入手に努めています。

Ⅴその他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」及び「IRポリシー」において、各部門で発生した重要事実の管理、伝達、開示について定めておりますが、迅速で公平、かつ正確な情報開示に努めます。これらが、確実・迅速に実施されるよう情報取扱責任者及び情報管理担当者を設置し内部者取引を未然に防止する仕組みを整えております。

・情報取扱責任者

重要事実を統括して管理する者で総務担当役員（執行役員）がこの任に当たっております。

・情報管理担当者

当社の各部門における重要事実を管理する者で、各事業部長又は担当役員がこの任に当たっております。また、子会社に生じた重要事実を管理するため、子会社については、子会社の社長を情報管理担当者として指名することとしております。

なお、発生事実、決定事実・決算に関する情報発生から開示までの流れは次のようになっております。

・発生事実～各部門（子会社含む）で情報が発生した場合、情報管理担当者から情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者は、「適時開示規則」に照らし、開示の必要性を判断するとともに、社長他役員に報告し、開示内容について承認を得た上で、東京証券取引所に開示いたします。

・決定事実・決算情報～社内規程「取締役会規程」において、取締役会の決議事項が定められており、また、「適時開示規則」に定められた事項（決算に関する情報を含む）を取締役会で決議した場合には、情報取扱責任者が速やかに東京証券取引所に開示いたします。

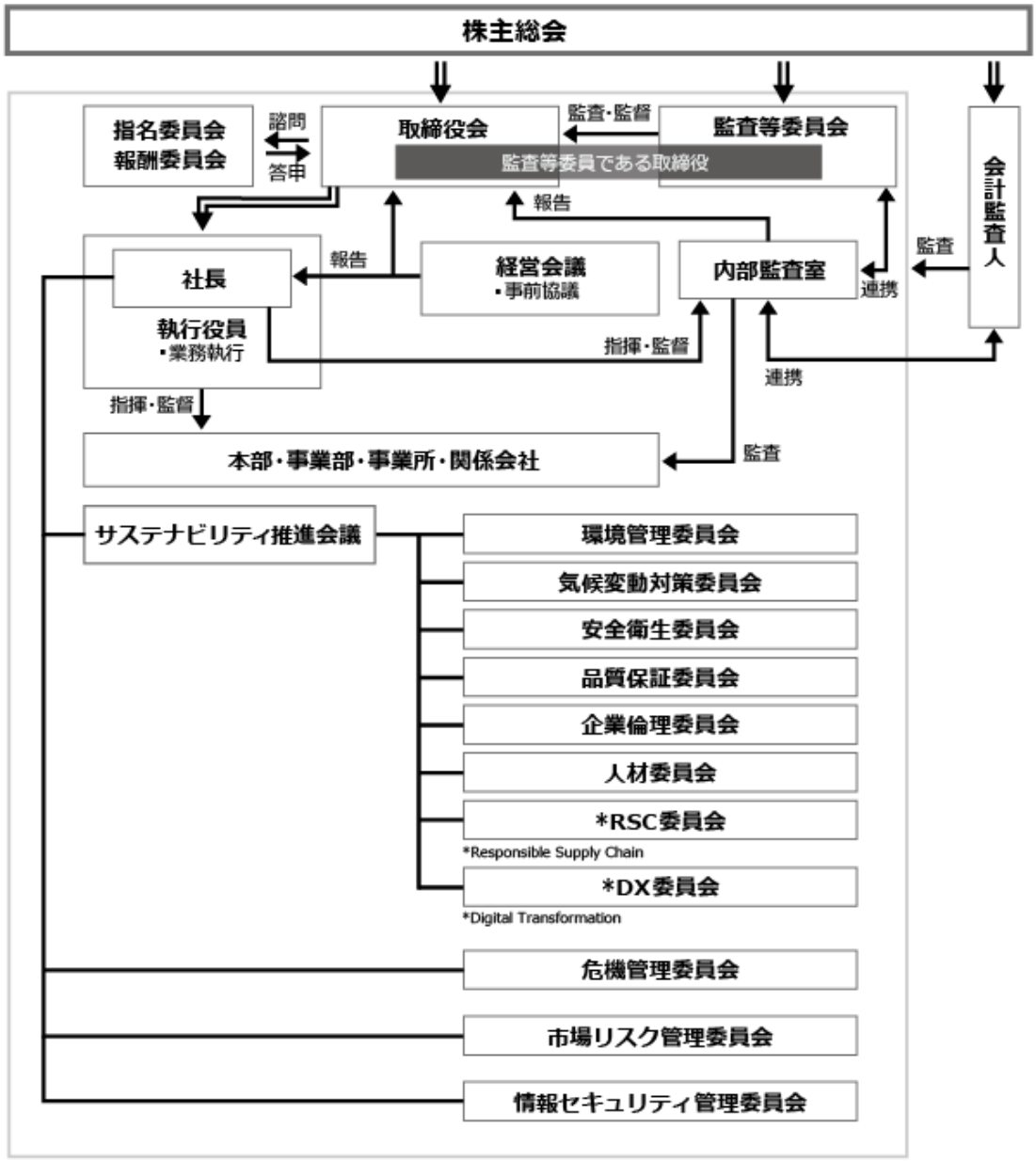

（注）⇓は選任・解任関係を示します

取締役の専門性及び経験（スキル・マトリックス）

属　性 氏　名 地　位	戦略（事業再生・企業変革）	財務・税務・資金管理・IR	調達・リサイクル	技術開発・生産管理	営業・マーケティング	IT/DX	人的資本	法務コンプライアンス	ガバナンス・ESG
佐藤　義和 代表取締役	●		●		●			●	●
社外 独立 鷲巣　　寛 取締役	●				●		●	●	●
社外 印東　　徹 取締役	●	●	●					●	●
社外 田中　耕路 取締役	●			●	●	●	●		●
社外 宮本　洋之 取締役	●	●				●	●	●	●
社外 坪井　寛行 取締役	●	●			●		●		●
社外 独立 青野　　豪 取締役(監査等委員)	●	●						●	●
社外 独立 中川　有紀子 取締役(監査等委員)	●				●		●		●
飯塚　　茂 取締役(監査等委員)	●			●		●			●

社外 社外取締役　　独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立取締役

〈各項目の選定理由〉

戦略（事業再生・企業変革）	当社は金融機関等のステークホルダーと合意のもと事業再生期間を設け、成長施策の実行と業務生産性の向上を通じて、持続的な企業価値の向上を目指しています。そのため、取締役には事業再生・企業変革の大方針となる戦略の立案・実行力が必要です。
財務・税務・資金管理・IR	当社は過去の経営判断により財務基盤を大きく損ない、株主及び資本市場から厳しい評価を受けました。再生期間においては財務規律ある経営、税務コンプライアンスの徹底、資本市場での信頼回復が重要であり、取締役にはこれらに関する知見が必要です。
調達・リサイクル	製品製造を支えるバリューチェーン上、調達は重要な機能です。当社は事業再生期間における目指す姿を「社会インフラを支えるリサイクリングのリーディングカンパニー」と定め、リサイクル比率の向上を進めてまいります。よって、取締役には調達・リサイクルに関する知見が必要です。
技術開発・生産管理	当社は品質向上と用途多様化を目指して技術開発を進めるとともに、生産工程では稼働最適化と安全性確保に取り組んでいます。取締役にはこれらを支える技術・生産管理の知見が必要です。
営業・マーケティング	当社製品は法人向けであり、営業手法の実践とニーズの把握が不可欠です。市場環境や顧客ニーズの変化に対応し、製品の魅力を適切に訴求する能力が求められるため、取締役には営業・マーケティングの見識が求められます。
IT/DX	過去においてはIT投資が不十分でしたが、再生期間においてはITインフラ整備に加え業務効率化や操業高度化を実現するためのDX推進が重要な課題です。そのため、経営を担う取締役にはIT及びDXに関する見識が求められます。
人的資本	人的資本はあらゆる企業にとって経営上の重要なテーマです。当社は、事業再生期間において事業推進に係る経営・中間管理職層人材の育成を目指しております。そのため、取締役には人的資本に関する知見が必要です。
法務コンプライアンス	全企業にとって法務コンプライアンスの遵守は経営上の重要なテーマです。更に、当社は不採算事業の撤退など非連続的施策を進めており、法務リスク管理の重要性が増しています。取締役には、企業経営における法務コンプライアンスの知見が必要です。
ガバナンス・ESG	過去の反省から、現在は指標モニタリングや会議体整備を通じたガバナンスの強化を図ると共に、各種ステークホルダーに対する社会的責任の遂行を重視しています。そのため、取締役にはガバナンスおよびESGに関する深い見識が求められます。